

東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金 交付要綱

(制定) 令和 8 年 10 月 23 日付 8 総人権人第 623 号

(通則)

第 1 条 東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金（以下「助成金」という。）の交付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の目的)

第 2 条 助成金は、東京都犯罪被害者等支援条例（令和 2 年東京都条例第 17 号。以下「条例」という。）第 13 条及び第 16 条の規定に基づき、報道機関による過剰な取材、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等の二次的被害への対応を弁護士に依頼する犯罪被害者、その家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し費用の一部を助成することにより、犯罪被害者等の精神的又は経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、条例で使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第 2 条第 1 号に規定する犯罪等のうち、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者家族 次のいずれかに該当する者（遺族を含む。）をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持している（遺族にあつては維持していた）世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

エ アからウに準じる者で、助成金による支援が特に必要であると知事が認める者

(5) 資力 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 12 年法律第 75 号）第 11 条第 1 項に規定する資力をいう。

(6) 二次的被害 条例第 2 条第 4 号に規定する被害をいう。

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合は、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは前項第 4 号イの子と、その他の時にあつては前項第 4 号ウの子とみなす。

3 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条

例で使用する用語の例による。

(要件)

第4条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに助成金を交付するものとする。

- (1) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為による犯罪被害であること。
- (2) 犯罪被害を受けた際、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できること。
- (3) 犯罪被害を受けた時に、助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）が都内に住所を有すること。
- (4) 助成対象者が、第7条に規定する行為を弁護士に委託し、費用を支払っていること。
- (5) 助成対象者が、助成金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、当該助成対象者の資力から、当該申請の原因となる犯罪被害により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪被害を原因として申請日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が700万円未満であること。

(助成対象者)

第5条 助成対象者は、犯罪被害者とする。

- 2 前項に規定する犯罪被害者が死亡した場合又は犯罪被害により意思表示することができない場合には、第6条の規定により第1順位となる犯罪被害者家族（以下「第1順位犯罪被害者家族」という。）を助成対象者とする。

(助成対象者の順位)

第6条 助成対象者となる者の順位は、前条各項の順序とする。

- 2 前条第2項に規定する犯罪被害者家族内の助成対象者の順位は、第3条第1項第4号アからエまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。
- 3 前項の場合において、父母については養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。ただし、実父及び養母又は養父及び実母が婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む。）にある場合は、当該婚姻関係にある父母を同順位とする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する犯罪被害者家族のうち第1順位犯罪被害者家族以外の者が、その者より先順位にある犯罪被害者家族のいずれからも同意を得た場合は、当該犯罪被害者家族を第1順位犯罪被害者家族とすることができる。
- 5 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって助成金の交付を受けることができる先順位若しくは同順位の犯罪被害者家族となるべき者を故意に死亡させた者は、助成金の交付を受けることができる犯罪被害者家族としない。

(助成対象費用等)

第7条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる行為を弁護士に委託する契約又はこれを含む契約（以下「弁護士委託契約」という。）の着手金及びその他の費用の合計額とし、かつ、同一の犯罪被害について23万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- (1) 報道機関（報道を業として行う個人を含む。以下同じ。）による取材への対応、報道機関に対する犯罪被害者等の意向や要望の通知・申入れ等
- (2) 二次的被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼、発信者情報開示請求手続
- (3) その他二次的被害の防止及び軽減に資すると知事が認める行為

2 助成金は同一の犯罪被害について、1回に限り交付するものとする。ただし、同一の犯罪被害において二次的被害の再発生等により、別途弁護士委託契約を締結した場合には、既交付額との合計額が前項に規定する上限額に達するまで、助成金の申請を行うことができる。

(助成金を支給しないことができる場合)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことができる。

- (1) 助成金の対象となる弁護士委託契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、その他公的な機関により、二次的被害への対応を弁護士に依頼するための支援を受けている場合
- (2) 犯罪被害者又は第1順位犯罪被害者家族が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (3) 犯罪被害者及び犯罪被害者家族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

(交付申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が犯罪被害者である場合、当該申請者は東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該助成金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請することができる。

- (1) 申請者が弁護士委託契約を締結していることを証明する書類（委託契約書の写し等）
- (2) 弁護士委託契約に係る経費及び申請者がその経費を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）
- (3) 犯罪被害を受けた時に、申請者が都内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 申請者が犯罪被害者家族である場合、当該申請者は東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該助成金の申請ができないときは、当該申請者の代理人が申請することができる。

- (1) 申請者が弁護士委託契約を締結していることを証明する書類（委託契約書の写し等）
- (2) 弁護士委託契約に係る経費及び申請者がその経費を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）
- (3) 犯罪被害を受けた時に、申請者が都内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (4) 犯罪被害者が死亡したこと又は犯罪被害により意思表示することができないことを確認できる書類（死亡診断書の写し、医師の診断書の写し等）
- (5) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）
- (6) 申請者が、犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等であるときは、当該事実関係を認めることができる書類（住民票の写し等）
- (7) 申請者が、第3条第1項第4号イに規定する者であるときは、当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 前二項に規定する申請について、申請者は犯罪被害者が犯罪被害を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りではない。

（助成の決定）

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合、その内容を審査するとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行い、助成が適当であると認める場合には、助成金の交付を決定し、東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金に関する交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者宛てに通知するものとする。

2 知事は、前項の助成金の交付の決定に関して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、助成金を交付しないこととした場合には、助成金の不交付の決定を行うとともに、東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金に関する不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者宛てに通知するものとする。

（申請の撤回）

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、同項の規定による交付決定通知書の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなけ

ればならない。

(支払)

第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定により助成金の交付を決定した後は、遅滞なく、申請者に対し助成金を支払うものとする。

(届出)

第 13 条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第 8 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 4 条第 4 号に規定する弁護士への委託を解除し、着手金及びその他費用の一部又は全部の返還を受けたとき。
- (3) 加害者又はその関係者から、第 4 条第 4 号の規定による支払について、費用弁済を受けたとき。

(決定の取消し)

第 14 条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第 10 条第 1 項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が第 8 条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 申請者から第 11 条の規定による申請の撤回の申出があったとき。
- (3) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (4) 申請者が前条各号のいずれかに該当する場合に届出を怠ったとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合、知事は、東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付取消通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の支払が行われているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 助成金の交付を受けた者は、第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事由により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条の規定により、返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の場合において、期限日までに納付しなかったときは、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

い。

(意見聴取等)

第 17 条 知事は、特に必要があると認めるときは、第 8 条第 2 号に規定する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

2 警視総監は、第 8 条第 2 号に規定する事由の有無について、知事に対し、意見を述べるることができる。

(個人情報の保護)

第 18 条 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）によるものとする。

(報告等)

第 19 条 知事は、必要に応じて、助成金の交付を受けた被害者若しくは犯罪被害者家族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 11 月 2 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に発生した犯罪被害について適用する。